

(仮称) 桑原地区土地区画整理事業
業務代行優先交渉権者
募集要項

2026年5月

桑原地区土地区画整理準備組合

1. 募集の趣旨	1
2. 対象地区の概要	3
3. 業務代行優先交渉権者の業務内容	5
4. 提案を求める事項	8
5. 募集の概要及び要件	10
6. 業務代行優先交渉権者選定までの日程及び応募手続	12
7. 参考資料	19

1. 募集の趣旨

(1) 募集の趣旨

桑原地区土地区画整理準備組合では、取手駅より北東に約2kmに位置し、国道6号と都市計画道路3・4・3上新町環状線が結節することで高い開発ポテンシャルを有する桑原地区において、取手市の新たな活力創造拠点の形成を目的として、土地区画整理事業によるまちづくりの実現を検討しています。

2017年度には、取手市が地元地権者と協働し、当地区の将来構想を定めた桑原周辺地区土地利用基本構想を策定し、同年、この基本構想の実現を支援いただく業務代行予定者、若しくは業務代行予定者に準じる事業協力者を公募により選定し、取手市との二者で、基本構想実現に向けた協定を締結しました。

2019年度には、桑原地区土地区画整理準備組合（以下「準備組合」という。）が設立され、準備組合・事業協力者・取手市の三者において、事業実現に向けた覚書（以下「三者覚書」という。）を締結し、2025年度中の土地区画整理組合（以下「組合」という。）の設立認可申請に向けて、現況・地区界測量や事業計画（案）の作成、基本設計、地権者合意形成、交差点協議や国道6号の改良に係る計画協議をはじめとした各種関係機関との協議を進めてきました。

また、並行して取手市において区域区分の変更（市街化区域への編入）や土地区画整理事業等の都市計画決定に向けた都市計画原案の作成や関係機関協議を進めており、2024年度には、農林水産省との事前調整を、一旦、了するに至り、2025年度中の都市計画決定を予定していました。

しかしながら、昨今の物価上昇をはじめとした社会経済情勢の変化を受けて、事業協力者から準備組合に対し、事業協力者の土地利用範囲の縮小と、事業推進体制を業務代行方式とすることが提案されました。

これまでの検討経過を踏まえ、準備組合と共に事業計画を精査し、円滑な保留地処分等を行えるよう、将来的に業務代行者として事業を牽引するパートナーを選定するため、業務代行優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により募集します。

(2) 業務代行優先交渉権者の位置付け

本公募で選定される業務代行優先交渉権者は、準備組合と協力して「事業成立性の確認」及び「地権者合意形成の推進」を行い、その成果に基づき、将来的に業務代行予定者、業務代行者へと移行することを目指す事業化パートナーとしての役割を担うものです。

(3) 業務代行優先交渉権者・準備組合・取手市の役割分担

本事業の推進にあたっては、業務代行優先交渉権者、準備組合、及び取手市の三者が、相互の信頼関係に基づき、誠意をもって協力し合うものとします。各主体の想定される主な役割分担は以下のとおりです。なお、下記は現時点での基本的な方針を示すものであり、具体的な業務分担の詳細については、業務代行優先交渉権者の選定後、三者で誠実に協議を行い、その合意内容に基づき「業務代行優先交渉権者に関する基本協定（以下、「協定」という。）」を締結するものとします。

1) 業務代行優先交渉権者

「3. 業務代行優先交渉権者の業務内容（1）業務内容」に掲げる業務の遂行。特に、民間ノウハウを活かした土地利用者の確保、及び地権者合意形成の深化に向けた実務支援を担い、事業成立性の精査を行う。

2) 準備組合

本事業の施行主体として、事業計画案の策定や事業の推進に係る意思決定を行う。また、地権者合意形成の主体として、全地権者への周知や合意取得の中心的役割を担う。

3) 取手市

土地区画整理法第75条に基づく技術的援助を行う。また、「取手市土地区画整理事業の公共施設整備に関する助成要項」に基づき、準備組合の行う本組合設立認可に必要な業務や準備組合の運営に対する助成金交付の検討・措置を行う。

2. 対象地区の概要

(1) 事業概要

1) 事業の名称

取手都市計画事業（仮称）桑原地区土地区画整理事業

2) 施行者の名称

（仮称）桑原地区土地区画整理組合

3) 施行地区の位置

本地区は、取手市のほぼ中心部に位置し、JR 取手駅から北東約 2 km に位置する面積約 64.8ha の地区です。本地区は、南側・西側は既存市街化区域に隣接し、北側は主に河川区域界、東側は鉄道用地界を境界とする区域です。

(2) 地区の状況

本地区を横断する形で国道 6 号、縦断する形で都市計画道路 3・4・3 号 上新町環状線が整備されており、これら幹線道路の沿道等、地区内には、一部商業店舗等が立地しており、それ以外の土地利用は殆どが水田となっています。地区のほぼ全域が市街化調整区域であり、農業振興地域（農業振興地域農用地区域ではない）となっています。

(3) 施行予定地区の面積

約 64.8ha

(4) 権利者数（2025 年 12 月末時点）

1) 地権者数

186 名 ※共有者を含む

2) 借地権者（想定）

3 名 ※未登記

3) 合計（想定）

189 名 ※地権者と借地権者の重複あり

(5) これまでの経緯

年度	取り組み
2007	取手市議会が「桑原地域市街化構想の早期実現」の請願を採択
2011	取手市都市計画マスタープランに位置付け
2015	桑原地区土地利用検討会の設立
2016	第六次取手市総合計画に位置付け 茨城県県都市計画区域マスタープランに位置付け
2017	桑原周辺地区土地利用基本構想の策定 事業協力者の選定
2019	桑原地区土地地区画整理準備組合の設立
2020	事業計画案作成に向けた基本設計等の実施
2022	基本設計の了、交差点協議の了
2024	農林協議の事前調整の了、国道6号計画協議の了
2025	業務代行方式の検討、事業協力者選定解除

※農林協議については、茨城県区域マスタープランの改定により、一部、再調整が想定されます。

3. 業務代行優先交渉権者の業務内容

本公募により業務代行優先交渉権者に選定された者は、準備組合と「業務代行優先交渉権者に関する基本協定」を締結し、以下の業務を実施するものとします。なお、協定内容については、業務代行優先交渉権者に選定後に、準備組合と協議するものとします。

(1) 業務内容

業務代行予定者へと移行する前段階として、以下の業務に注力することにより、事業の成立性を確認し、業務代行予定者となることを目的とします。

ア 土地利用者の確保支援業務

保留地等の取得希望者の探索及び調整の支援を行い、事業成立性の確実性を高める

イ 地権者合意形成の深化支援業務

地権者の土地利用意向の把握等を行い、円滑な事業化および事業推進に向けた地権者合意形成を深化させる

ウ その他、事業化検討に必要な業務

(2) 業務期間

本業務の期間は、原則として協定締結日から概ね12ヶ月間とします。ただし、事業成立性の確認にさらなる期間を要すると判断される場合は、準備組合と業務代行優先交渉権者の協議・合意により、必要な期間を延長できるものとします。

(3) 費用負担の考え方

本事業の成立性を精査し、将来の受注に向けたリスクヘッジを行う期間としての性格に鑑み、費用負担は以下の通りとします。

ア 業務代行優先交渉権者の業務に係る費用

「3. 業務代行優先交渉権者の業務内容 (1) 業務内容」に掲げる業務に要する一切の費用は、原則として、業務代行優先交渉権者の負担とします。これは、将来の業務代行契約締結に向けた民間企業の営業活動として位置付けるものです。なお、事業化に至らなかった場合であっても、準備組合はその費用を補償しません。

一方で、準備組合が主体となって行う事務局運営や地権者総会の開催等

の純粋な準備組合業務については、準備組合の予算（取手市からの助成金等）をもって執行します。

また、事業成立性が確認され、業務代行予定者への移行および本組合設立に至った場合において、業務代行優先交渉権者が実施した調査成果のうち、事業計画作成に直接寄与するもの（測量、詳細設計、鑑定評価等）については、協議の上、事業費への算入および精算の可否を判断するものとします。

（４）事業成立性の確認手続き

業務代行優先交渉権者は、業務期間の終了時まで、事業成立性について準備組合に報告するものとします。

準備組合は、当該報告に基づき、総会において事業成立性の是非を審議議決するものとします。

（５）協定の解約等に関する事項

本業務の中止や協定の解約に関する具体的な条件・手続きについては、業務代行優先交渉権者の選定後、準備組合との協議により決定し、協定書に定めるものとします。

（６）事業成立性確認後の業務（想定）

「**3. 業務代行優先交渉権者の業務内容（1）業務内容**」の結果、事業成立性が確認された際には、事業の進捗にあわせて、以下の業務を行うものとします。なお、あくまでも現在想定される業務内容であり、具体的な業務内容については、改めて協議するものとします。

1) 業務代行優先交渉権者としての業務

「**3. 業務代行優先交渉権者の業務内容（1）業務内容**」の結果、事業の成立性が確認された場合、業務代行予定者として協定（覚書）等を締結した上、以下の組合設立準備業務へ移行します。

- ア 準備組合の執行機関の事務局運営に関する業務
- イ 定款（案）及び事業計画（案）の作成・認可申請業務
- ウ その他、本組合設立に必要な業務

2) 業務代行予定者の業務

上記「1) 業務代行優先交渉権者としての業務」の結果、本組合設立認可となった場合、本組合設立後、総会（または総代会）の議決を経て業務代行者となり、調査・設計・工事・保留地取得等を含む一括業務代行を担うものとしします。

4. 提案を求める事項

民間企業の知見を最大限に引き出すため、以下の事項について具体的な提案を求めます。

(1) 提案を求める事項

ア 土地利用者確保支援策

想定する土地利用者業種やその確保策についての提案。また、地区内・近隣地区との相乗効果を図る土地利用者または業種の配置案（地区整備計画案）の提案。

イ 地権者合意形成支援策

地権者の事業参画意向の維持・向上や、将来土地利用の明確化を推進するための、地権者合意形成策の提案。

ウ 事業成立性確認の基準

事業成立性を確認できるとする判断基準の提案。

エ その他、事業化検討に必要な業務

その他、事業化検討及び事業の成立性向上に必要な支援策の提案

(2) 遵守する法令基準等

ア 第六次取手市総合計画

イ 取手市都市計画マスタープラン

ウ 茨城県都市計画区域マスタープラン

エ 都市計画法

オ 土地区画整理法

カ その他関係法令

(3) 提案にかかる留意事項

1) 将来の都市計画の予定

現在、本地区はほぼ全域が市街化調整区域となっています。市街化区域への編入の決定告示と概ね同じ時期に、組合設立認可申請を予定しています。市街化区域編入後の用途地域や地区計画については、茨城県及び取手市と協議調整中のため未定となっていますが、産業系土地利用（近隣商業地域及び準工業地域を想定）及び住居系土地利用（第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域）を予定しています。

なお、当事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象事業ではありません。

【予定している都市計画】

	都市計画の種類	都市計画決定権者
①	区域区分	茨城県
②	用途地域	取手市
③	土地区画整理事業	取手市
④	地区計画	取手市
⑤	高度地区	取手市
⑥	防火・準防火地区	取手市
⑦	下水道	茨城県

2) 事業手法

本地区の市街地開発事業の手法としては、組合施行の土地区画整理事業を予定しており、民間企業の土地区画整理事業に関するノウハウ、資金等を活用して、事業を円滑に推進し、事業目的の達成、良好な市街地の整備、及び組合事業費の縮減並びに確実な保留地処分を行うため、組合設立後には、土地区画整理事業に係る事務、調査・設計、工事等を一括して代行する「一括業務代行方式」を採用することを想定しています。

3) 既往の検討内容等の取り扱い

本事業の検討過程において、準備組合は旧三者覚書に基づき、事業協力者の協力を得てきましたが、本公募時点において、旧三者覚書は解約、事業協力者の選定は解除されております。「7. 参考資料」の土地利用計画案等は、あくまでこれまでの検討経過を示すものであり、応募者の提案がこれらに拘束されるものではありません。

5. 募集の概要及び要件

(1) 主催者

桑原地区土地区画整理準備組合

(2) 選考方法

選定方法は公募によるプロポーザル方式です。審査方法は「応募書類」及び「提案内容」によるものとします。

「応募書類」による審査は、参加表明書等による書面審査とします。

「提案内容」による審査は、提案書に基づく、提案審査（プレゼンテーション）とします。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件を以下のとおりとします。

なお、応募者の参加資格要件基準日は、応募書類の提出日とします。

1) 参加の構成

①参加者は、「3. 業務代行優先交渉権者等の業務内容」に示す全業務を実施することが可能な単体企業（以下「参加企業」という。）又は、複数の企業で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）とします。

②共同企業体で応募する場合は、構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表企業を定めるとともに、応募書類の提出時に代表企業名を明記し、応募することとします。

※代表構成員が応募手続きを行うこと。

※準備組合がやむを得ないと認める場合を除き、業務期間中の構成員の変更は認めない。

※構成員のいずれかが他の応募者の構成員として重複参加することを認めないが、他の応募者が業務代行優先交渉権者に選定された際に、土地利用者としての進出を妨げるものではない。

2) 応募資格

応募資格は、下記のとおりとします。なお、資格確認の基準日は、応募書類の提出日とします。

- ① 1社での応募者、若しくは全ての構成員は、次の条件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 当該法人の代表権を持つ役員が、成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者でない者
 - ウ 国税、地方税その他公租公課について滞納していない者
 - エ 取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領による処分を受けていない者
 - オ 茨城県暴力団排除条例及び取手市暴力団排除条例に規定する者でない者
 - カ 参加企業又は共同企業体の構成員のいずれかが、本件公募事業における他の共同企業体の構成員でない者

- ② 1社での応募者、若しくはいずれかの構成員は、次の条件を満たすこと。
 - ア 建設業法第3条に基づく土木工事一式にかかる特定建設業の許可を得ている者であり、当該許可を有していること。
 - イ 宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有していること。
 - ウ 土地区画整理法第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行した実績、又は同条第2項の土地区画整理組合から委託を受け、土地区画整理事業の業務の全部、若しくは相当部分を代行した実績を有する者。なお、当該実績は過去10年以内に完了に至った事業又は現在施行中のものとする。

3) 再委託等の扱い

業務代行優先交渉権者は、本業務を遂行するにあたり、必要に応じて業務の一部を第三者に委託することができます。なお、準備組合が、特定の企業を委託先として指定することはありません。

6. 業務代行優先交渉権者選定までの日程及び応募手続き

(1) 2026年5月26日～6月5日	募集要項の公開
(2) 2026年6月8日～6月10日	参加表明書の受付・資格審査
(3) 2026年6月12日	資格審査結果の通知
(4) 2026年6月22日～6月25日	提案書の受付
(5) 2026年7月6日(予定)	プレゼンテーション審査(審査委員会)
(6) 2026年7月25日(予定)	業務代行優先交渉権者の決定(総会)
(7) 2026年8月(予定)	協定の締結、業務の開始

(1) 募集要項の公開

1) 配布期間

2026年5月26日(火)午前9時 ～ 6月5日(金)午後5時

※土曜日、日曜日、祝日は除く

2) 配布場所

①取手市ホームページ

②桑原地区土地区画整理準備組合事務局窓口

※事務局への来訪時間はあらかじめ連絡してください。

(2) 参加表明書の受付・資格審査

1) 参加表明書の受付期間

2026年6月8日(月)午前9時 ～ 6月10日(水)午後5時

2) 参加表明書等の作成方法

参加を希望する応募者は、参加表明書(様式1-1)を使用し、参加申込をしてください。参加表明書等は、以下のとおりです。

ア 参加表明書(様式1-1)

イ 構成員届(様式1-2(必要な場合))

ウ 業務実績(様式1-3)(参加資格を証する関係書類)

エ 法人の登記事項証明書(発行後3か月以内)(写し)

オ 建設業許可証(写し)

カ 宅地建物取引業者免許証(写し)

キ 法人税、消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(直近2か年)
(写し)

ク 業務実績（様式1-3）に当該する業務の契約書（写し）若しくは概要資料

※いずれも「5. 募集の概要及び要件（3）応募者の資格要件」頁に示す参加資格要件基準日を基準とします。

3) 参加表明書等の提出方法

各提出資料をPDF形式の電子ファイルに変換し、事務局宛にメールで提出した後に、電話等のメール以外の手段により、事務局に連絡し、受信確認をしてください。また、登記事項証明書等の写しについては、原寸大で鮮明に読み取れるスキャンデータとすること。なお、添付ファイルの容量が10MBを超える場合は、事前に事務局へ相談してください。

4) 書面審査方法

参加表明書等について「5. 募集の概要及び要件（3）応募者の資格要件」に基づき、審査を行います。

（3）資格審査通知

1) 資格審査結果通知の日程

2026年6月12日（金）

2) 資格審査結果の通知方法

審査結果については、担当者宛（グループ応募の場合は代表構成員の担当者宛）にメールで通知します。

なお、審査に関する異議・問合せには応じません。また、審査結果については公開しません。

（4）提案書の受付

参加表明書等を提出し、書面審査の結果、参加要件を満たすと認められた応募者は、以下に従い提案書を提出してください。なお、提案書の受付期限までに提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなします。

1) 提案書の受付期間

2026年6月22日（月）午前9時 ～ 6月25日（木）午後5時

※提出期限以降の差替え、再提出は認めません。

2) 提案書の提出方法

提案書をPDF形式の電子ファイルに変換し、事務局宛にメールで提出した後に、電話等のメール以外の手段により、事務局に連絡し、受信確認をしてください。なお、添付ファイルの容量が10MBを超える場合は、事前に事務局へ相談してください。

3) 提案書の書式

提案書は任意書式で、日本産業規格によるA3横型で表紙を含む4頁以内とします。また、文字のサイズは12ポイント以上を原則とし、図表等を用いる場合には判読可能な範囲とします。

なお、提案書はMicrosoft Word若しくはPowerPointにて作成してください。

4) 提案書の取り扱い

①提案書の著作権は、提案者に帰属します。

②業務代行優先交渉権者に選定された者が作成した提案書等の書類について、必要と認めるときは、準備組合及び取手市は、地権者向け配布資料、取手市広報紙、その他事業推進に必要な資料への活用を目的とする場合に限り、業務代行優先交渉権者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で複製し、転記し、又は転写できるものとします。ただし、提案書に独自の技術やノウハウ、企業秘密、二次利用には別途許可の必要な第三者の権利が含まれ、公開等により提案者の利益を害する恐れがある内容については、提出時にあらかじめその旨を書面にて申し出てください。申し出があった箇所については、準備組合及び取手市において、その取り扱いに十分配慮するものとします。当該申し出がなされず、提案書に含まれる特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

③業務代行優先交渉権者に選定されなかった者が作成した提案書等の書類について、準備組合及び取手市は、本業務代行優先交渉権者選定に係る目的以外に、提案者に無断で使用しないものとします。

④提案書の変更、差し替え又は再提出は一切認めません。

(5) プレゼンテーション審査（審査委員会）

1) 提案審査（プレゼンテーション）の方法

提案書を提出した応募者は、（仮称）桑原地区土地区画整理事業業務代行優先交渉権者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対してプレゼンテーションを実施してもらいます。また、そのプレゼンテーションの内容について、質疑応答を実施します。

なお、審査は、審査委員会設置要綱に基づき行うものとします。

プレゼンテーションの方法は任意としますが、プレゼンテーションで使用する資料は、提出された応募書類の内容から修正や変更を加えることは認めません。

ただし、プレゼンテーションにあたり、提案書の内容を要約した説明資料の提出、配布は認めます。

2) 提案審査（プレゼンテーション）の日時等の通知

提案審査（プレゼンテーション）の会場・時間・準備物等の詳細は、下記の日程に、提案書を提出した応募者にメールにて通知します。

2026年6月26日（金）

※提案審査日時は2026年7月6日（月）の予定

3) 出席者

提案審査（プレゼンテーション）の出席者は5人以内とし、業務を履行する際に業務責任者となる予定の者は必ず出席してください。なお、複数の企業により構成されるグループで応募した場合は、各構成員の代表者を必ず1名以上含むものとしてください。構成員が3社以上の場合は、各構成員2名以内を上限として出席を認めます。

4) 評価方法

①提案書の内容は評価基準（別紙1）により評価します。ただし、評価基準は現段階の案のため、変更することがあります。

②審査は、採点した点数を合計し、点数の高い順に順位を決定し、第一位の者を業務代行優先交渉権者、第二位の者を業務代行次点交渉権者とし、選定結果については応募者には非公表とします。

③「最も高い合計得点」の者が2者以上いるときには、「4. 提案を求める

事項（１）提案を求める事項」の審査員全員の合計点数が高い応募者を選定（内定）します。

④なお、応募者が１社（１グループ）のみの場合又は業務代行次点交渉権者が選定された場合、提案内容を審査し、審査委員会にて選定（内定）の可否を決定します。（再公募の可能性あります。）

⑤応募者数に応じ、提案審査の実施手順を変更する場合があります。

（６）2026年7月下旬 業務代行優先交渉権者の決定（準備組合総会）

１）準備組合総会における提案（プレゼンテーション）の方法

審査委員会の審査において、業務代行優先交渉権者に内定した応募者は、準備組合総会（以下、「総会」という。）に対してプレゼンテーションを実施してもらいます。また、そのプレゼンテーションの内容について、質疑応答を実施します。

提案書又は提案書の内容を要約した説明資料について、投影又は応募者において印刷し、当日配布してください。

プレゼンテーションの方法は任意としますが、プレゼンテーションで使用する資料は、提出された応募書類及び提案審査（審査委員会）でのプレゼンテーションの内容から修正や変更を加えることは認めません。

２）総会における提案（プレゼンテーション）の日時等の通知

提案（プレゼンテーション）の会場・時間・準備物等の詳細は、提案審査結果の通知として、下記の日程に、提案書を提出した応募者にメールにて通知します。

2026年7月8日（水）

※提案日時は2026年7月25日（土）の予定

３）出席者

提案（プレゼンテーション）の出席者は5人以内とし、業務を履行する際に業務責任者となる予定の者は必ず出席してください。なお、複数の企業により構成されるグループで応募した場合は、各構成員の代表者を必ず1名以上含むものとしてください。構成員が3社以上の場合は、各構成員2名以内を上限として出席を認めます。

(7) 2026年8月 協定の締結、業務の開始

1) 協定の締結

準備組合は、業務代行優先交渉権者選定後、速やかに、業務代行優先交渉権者との間で本事業の円滑な実施に必要な事項を定めた協定（覚書）等を締結するものとします。

なお、業務代行優先交渉権者と速やかに協定が締結されない場合又は協定締結後に業務代行予定者としての協定（覚書）等の締結に至らないことが明らかになった場合、業務代行次点交渉権者を業務代行優先交渉権者として、準備組合総会にて提案（プレゼンテーション）以降の手続きを双方の協議の上、行うことができるものとします。

(8) その他応募手続に関する事項

1) 応募に要する費用

本公募への応募、プレゼンテーションに要する費用は、すべて応募者の負担とします。

2) 審査対象からの除外（失格事項）

応募者が以下の事項に該当する場合は、審査対象から除外します。

- ①応募書類に虚偽又は不備があった場合又は提案を求める事項のうち、複数の項目に対して提案がない場合
- ②応募者が、個別に役員に接触して便宜を受けようとするなど、審査に関して不正な行為が認められた場合
- ③その他役員から審査対象としてふさわしくないと認められた場合
- ④提出期限、提出場所、提出方法等が要項に合致しない場合

3) 業務代行優先交渉権者・業務代行予定者・業務代行者の地位の喪失

業務代行優先交渉権者の選定以降であっても、上記失格事項に該当することが発覚した時には、準備組合がやむを得ないと認める場合を除いてはその地位を喪失するものとします。また、正当な理由なく提案書に相違する内容の協定又は契約を求める場合にもその地位を喪失するものとします。

4) 資料等の取扱い

準備組合及び事務局が配付する資料、データは、本募集にかかる用途以外の目的で使用することを禁止するとともに、他者へ漏らすことを禁止します。

7. 参考資料

ア 位置図

イ 現況図

ウ 土地利用基本構想（H29年度資料より一部抜粋）

エ 土地利用計画案

桑原地区土地区画整理準備組合 事務局

（取手市役所 都市整備部 都市整備課 計画調整係）

窓口受付時間 9：00～17：00（市役所開庁時間 8：30～17：15）

担 当 中野、飯塚、小池、西尾、油原

住 所 茨城県取手市西二丁目 35 番 3 号（取手市役所分庁舎 2 階）

電 話 0297-74-2141（内線 3115 3013） F A X 0297-72-6040

E-mail kukaku@city.toride.ibaraki.jp